

令和3年度秋葉山公園県民水泳場の代替利用について

和歌山県子ども・女性・障害者相談センタープールの老朽化に伴う建替のため、一時的に閉鎖することとなりました。

このため、令和3年度におきましては、以下のとおり、秋葉山公園県民水泳場を代替施設とします。

1. 代替施設の所在地

秋葉山公園県民水泳場

〒641-0056 和歌山県和歌山市秋葉町4番11号

<https://www.akibasan-pool.jp/access.html>

2. 代替施設の利用可能日程

別紙「代替施設利用可能日程表」のとおり

3. 代替施設の概要

項目	25m	50m
レ ー ン 数	25m×3 レーン (一般開放客と共用)	A面：25m×10 レーン B面：25m×10 レーン (2団体共用、 A面・B面の選択不可)
水 温	30℃程度	28℃程度
水 深	1.1m	1.4m(0.3m, 0.8m, 0.9m, 1.0m, 1.1m, 1.4m, 2.0mに調整可)
利 用 時 間	2 時間	1 時間
ス ロ ー プ	有	無
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・足ひれ・パドル・浮き輪等遊具の使用不可 ・コースロープ有 	<ul style="list-style-type: none"> ・足ひれ・パドル・浮き輪等遊具の使用可 ・コースロープ無(プール内の端に撤去)(※)

※ 50m プールについて、コースロープ有を希望される団体は申請書の備考欄にその旨明記ください。半面に他団体がいない場合や半面の他団体が同様にコースロープ有を希望する場合に限り、ご希望に応じられる可能性があります。

(案内図)



4. 利用可能団体

「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」に定める団体登録を行った障害者団体

※ 登録方法については、以下のURLをご参照ください。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/_baks/d00201060.html

5. 利用方法

【申込期限】

利用希望日の3ヶ月前の月の20日 17時45分必着

(但し、当該日が県の休日である場合は翌開庁日)

※ 申込期限を過ぎての申込は無効となります。

【申込方法】

上記4の団体登録を行った上で、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター総務企画課あてに、所定の申請書をメール又はFAXにより提出

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター総務企画課

電話番号：073-445-5311

F A X：073-446-0036

アドレス：e0404021@pref.wakayama.lg.jp

【その他】

- ・ 同一日に希望できる枠は、原則1枠に限るものとします。
- ・ 利用希望日が重複した場合には、同センター職員による抽選を行います。
- ・ 抽選結果については、申込期限の翌月10日(但し、当該日が県の休日である場合は翌開庁日)までに所定の承認書を発送することで通知します。

6. 利用料金

無料

7. 利用上の注意事項

- ・ 当日は秋葉山公園県民水泳場受付にて所定の承認書を提示の上、秋葉山公園県民水泳場の管理人の指示に従うこと。
- ・ 利用団体側で責任をもって利用者の安全管理を行うこと。
- ・ 秋葉山公園県民水泳場の施設、設備を利用するにあたり、別紙「秋葉山公園県民水泳場利用にあたっての注意事項」について障害者団体の利用者全員に周知し遵守させること。
- ・ 予約取消しは原則不可。本注意事項に違反した団体又は予約取消し(不可抗力又は県の都合による場合を除く。)を行った団体の以降の代替利用を断ることがあること。

以上